# 特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

| 評価書番号 | 評価書名 |
| --- | --- |
| 8 | 身体障害者手帳に関する事務　基礎項目評価書 |

| 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言 | |
| --- | --- |
| 松原市は、身体障害者手帳に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。 | |
| 特記事項 | |

| 評価実施機関名 |
| --- |
| 松原市長 |

| 公表日 |
| --- |
| 令和5年6月30日 |

［平成31年1月　様式2］

# Ⅰ　関連情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 | |
|---|---|
| ①事務の名称 | 身体障害者手帳に関する事務 |
| ②事務の概要 | 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）による身体障害者手帳の交付等に関する事務を行う。<br><br>○　交付申請を受付し、診断書・意見書の内容を審査の上で身体障害者手帳の交付の可否を決定。<br>○　転入を受け付けたときに転出元の市町村（都道府県）に対し更生指導台帳を請求。<br>○　転出があったときは転出先の市町村（都道府県）からの請求に応じ更生指導台帳を発送。 |
| ③システムの名称 | 総合福祉システム、中間サーバー、団体内統合宛名システム |

| 2. 特定個人情報ファイル名 |
|---|
| 障害福祉サービスファイル |

| 3. 個人番号の利用 | |
|---|---|
| 法令上の根拠 | 1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）<br>〔平成25年5月31日法律第27号〕<br>・番号法　第9条（利用範囲）別表第1の11の項<br>2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（別表第一省令）<br>〔平成26年　内閣府・総務省令第5号〕<br>・別表第一省令第11条 |

| 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 | |
|---|---|
| ①実施の有無 | [　　実施する　　]　　＜選択肢＞<br>1) 実施する<br>2) 実施しない<br>3) 未定 |
| ②法令上の根拠 | 〈情報照会の根拠〉<br>・番号法別表第2　108<br>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令　第55条<br>〈情報提供の根拠〉<br>・番号法別表第2　10、14、16、16の2、20、27、28、31、53、54、55、56の2、57、79、85の2、106、108、116<br>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令　第9、11、12、12の2、14、20、21、22、27、28、29、30、31、42、43の4、53、55、59の2の2条 |

| 5. 評価実施機関における担当部署 | |
|---|---|
| ①部署 | 福祉部　障害福祉課 |
| ②所属長の役職名 | 障害福祉課長 |

| 6. 他の評価実施機関 |
|---|
| |

| 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 | |
|---|---|
| 請求先 | 〒580－8501　大阪府松原市阿保1丁目1番1号<br>松原市役所　福祉部　障害福祉課、総務部　総務課<br>電話番号　072－334－1550（代表） |

| 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ | |
|---|---|
| 連絡先 | 〒580－8501　大阪府松原市阿保1丁目1番1号<br>松原市役所　福祉部　障害福祉課<br>電話番号　072－334－1550（代表） |

## Ⅱ　しきい値判断項目

| 1. 対象人数 | | |
|---|---|---|
| 評価対象の事務の対象人数は何人か | [　1,000人以上1万人未満　] | ＜選択肢＞<br>1) 1,000人未満（任意実施）<br>2) 1,000人以上1万人未満<br>3) 1万人以上10万人未満<br>4) 10万人以上30万人未満<br>5) 30万人以上 |
| いつ時点の計数か | 令和5年3月31日 時点 | |
| **2. 取扱者数** | | |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か | [　500人未満　] | ＜選択肢＞<br>1) 500人以上　2) 500人未満 |
| いつ時点の計数か | 令和5年3月31日 時点 | |
| **3. 重大事故** | | |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | [　発生なし　] | ＜選択肢＞<br>1) 発生あり　2) 発生なし |

## Ⅲ　しきい値判断結果

| しきい値判断結果 |
|---|
| **基礎項目評価の実施が義務付けられる** |

# Ⅳ リスク対策

| | | |
|---|---|---|
| **1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類** | | |
| [ 基礎項目評価書 ] | | ＜選択肢＞<br>1) 基礎項目評価書<br>2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書<br>3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 |
| 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。 | | |
| **2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）** | | |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [ 十分である ] | ＜選択肢＞<br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |
| **3. 特定個人情報の使用** | | |
| 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か | [ 十分である ] | ＜選択肢＞<br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |
| 権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か | [ 十分である ] | ＜選択肢＞<br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |
| **4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託** | | [ ○ ]委託しない |
| 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か | [ ] | ＜選択肢＞<br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |
| **5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）** | | [ ○ ]提供・移転しない |
| 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か | [ ] | ＜選択肢＞<br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |
| **6. 情報提供ネットワークシステムとの接続** | [ ]接続しない（入手） | [ ]接続しない（提供） |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [ 十分である ] | ＜選択肢＞<br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |
| 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か | [ 十分である ] | ＜選択肢＞<br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |
| **7. 特定個人情報の保管・消去** | | |
| 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か | [ 十分である ] | ＜選択肢＞<br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |
| **8. 監査** | | |
| 実施の有無 | [ ○ ] 自己点検 | [ ○ ] 内部監査　[ ] 外部監査 |
| **9. 従業者に対する教育・啓発** | | |
| 従業者に対する教育・啓発 | [ 十分に行っている ] | ＜選択肢＞<br>1) 特に力を入れて行っている<br>2) 十分に行っている<br>3) 十分に行っていない |

# 変更箇所

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|---|---|---|---|---|---|
| 平成28年8月10日 | Ⅰ－4－②　法令上の根拠 | 〈情報提供の根拠〉<br>番号法別表第2　16、27、28、31、54、55、56の2、57、79、106、116 | 〈情報照会の根拠〉<br>なし<br>〈情報提供の根拠〉<br>・番号法別表第2　10、14、16、20、27、28、31、53、54、55、56の2、57、79、85の2、106、108、116<br>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令　第9、11、12、14、20、21、22、27、28、29、30、31、42、53、55条 | 事後 | |
| 平成28年8月10日 | Ⅱ－1　いつ時点の計数か | 平成27年3月31日　時点 | 平成28年3月31日　時点 | 事後 | |
| 平成28年8月10日 | Ⅱ－2　いつ時点の計数か | 平成27年3月31日　時点 | 平成28年3月31日　時点 | 事後 | |
| 平成30年5月2日 | Ⅰ－4－②　法令上の根拠 | 〈情報提供の根拠〉<br>・番号法別表第2　10、14、16、20、27、28、31、53、54、55、56の2、57、79、85の2、106、108、116<br>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令　第9、11、12、14、20、21、22、27、28、29、30、31、42、53、55条 | 〈情報提供の根拠〉<br>・番号法別表第2　10、14、16、20、27、28、31、53、54、55、56の2、57、79、85の2、106、108、116<br>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令　第9、11、12、14、20、21、22、27、28、29、30、31、42、43の4、53、55、59の2条 | 事後 | |
| 平成30年5月2日 | Ⅱ－1　いつ時点の計数か | 平成28年3月31日　時点 | 平成30年3月31日　時点 | 事後 | |
| 平成30年5月2日 | Ⅱ－2　いつ時点の計数か | 平成28年3月31日　時点 | 平成30年3月31日　時点 | 事後 | |
| 令和1年5月7日 | Ⅰ－4－②　法令上の根拠 | 〈情報照会の根拠〉<br>なし<br>〈情報提供の根拠〉<br>・番号法別表第2　10、14、16、20、27、28、31、53、54、55、56の2、57、79、85の2、106、108、116<br>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令　第9、11、12、14、20、21、22、27、28、29、30、31、42、43の4、53、55、59の2条 | 〈情報照会の根拠〉<br>なし<br>〈情報提供の根拠〉<br>・番号法別表第2　10、14、16、16の2、20、27、28、31、53、54、55、56の2、57、79、85の2、106、108、116<br>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令　第9、11、12、12の2、14、20、21、22、27、28、29、30、31、42、43の4、53、55、59の2条 | 事後 | |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|---|---|---|---|---|---|
| 令和1年5月7日 | Ⅰ－5－② 所属長の役職名 | 障害福祉課長 村上宏美 | 障害福祉課長 | 事後 | |
| 令和1年5月7日 | Ⅱ－1 いつ時点の計数か | 平成30年3月31日 時点 | 平成31年3月31日 時点 | 事後 | |
| 令和1年5月7日 | Ⅱ－2 いつ時点の計数か | 平成30年3月31日 時点 | 平成31年3月31日 時点 | 事後 | |
| 令和1年5月7日 | Ⅳ リスク対策 | | 項目の追加 | 事後 | |
| 令和2年7月27日 | Ⅱ－1 いつ時点の計数か | 平成31年3月31日 時点 | 令和2年3月31日 時点 | 事後 | |
| 令和2年7月27日 | Ⅱ－2 いつ時点の計数か | 平成31年3月31日 時点 | 令和2年3月31日 時点 | 事後 | |
| 令和3年6月30日 | Ⅰ－4 － ② 法令上の根拠 | 〈情報照会の根拠〉<br>なし<br>〈情報提供の根拠〉<br>・番号法別表第2 10、14、16、16の2、20、27、28、31、53、54、55、56の2、57、79、85の2、106、108、116<br>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第9、11、12、12の2、14、20、21、22、27、28、29、30、31、42、43の4、53、55、59の2条 | 〈情報照会の根拠〉<br>なし<br>〈情報提供の根拠〉<br>・番号法別表第2 10、14、16、16の2、20、27、28、31、53、54、55、56の2、57、79、85の2、106、108、116<br>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第9、11、12、12の2、14、20、21、22、27、28、29、30、31、42、43の4、53、55、59の2の2条 | 事後 | |
| 令和3年6月30日 | Ⅰ－7 請求先 | 〒580－8501 大阪府松原市阿保1丁目1番1号<br>松原市役所 福祉部 障害福祉課、総務部 政策法務課<br>電話番号 072－334－1550（代表） | 〒580－8501 大阪府松原市阿保1丁目1番1号<br>松原市役所 福祉部 障害福祉課、総務部 総務課<br>電話番号 072－334－1550（代表） | 事後 | |
| 令和3年6月30日 | Ⅱ－1 いつ時点の計数か | 令和2年3月31日 時点 | 令和3年3月31日 時点 | 事後 | |
| 令和3年6月30日 | Ⅱ－2 いつ時点の計数か | 令和2年3月31日 時点 | 令和3年3月31日 時点 | 事後 | |
| 令和4年6月30日 | Ⅱ－1 いつ時点の計数か | 令和3年3月31日 時点 | 令和4年3月31日 時点 | 事後 | |
| 令和4年6月30日 | Ⅱ－2 いつ時点の計数か | 令和3年3月31日 時点 | 令和4年3月31日 時点 | 事後 | |

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|---|---|---|---|---|---|
| 令和5年6月30日 | Ⅰ－4 － ② 法令上の根拠 | 〈情報照会の根拠〉<br>なし<br>〈情報提供の根拠〉<br>・番号法別表第2　10、14、16、16の2、20、27、28、31、53、54、55、56の2、57、79、85の2、106、108、116<br>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令　第9、11、12、12の2、14、20、21、22、27、28、29、30、31、42、43の4、53、55、59の2の2条 | 〈情報照会の根拠〉<br>・番号法別表第2　108<br>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令　第55条<br>〈情報提供の根拠〉<br>・番号法別表第2　10、14、16、16の2、20、27、28、31、53、54、55、56の2、57、79、85の2、106、108、116<br>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令　第9、11、12、12の2、14、20、21、22、27、28、29、30、31、42、43の4、53、55、59の2の2条 | 事後 | |
| 令和5年6月30日 | Ⅱ－1　いつ時点の計数か | 令和4年3月31日　時点 | 令和5年3月31日　時点 | 事後 | |
| 令和5年6月30日 | Ⅱ－2　いつ時点の計数か | 令和4年3月31日　時点 | 令和5年3月31日　時点 | 事後 | |